

琉球政府文書デジタルアーカイブと「布告・布令・指令等に関する書類」について

小野 百合子[†]

はじめに —— 「琉球政府文書デジタルアーカイブ」の概要

- 1 「布告・布令・指令等に関する書類」の概要
- 2 簿冊再編作業
 - 2-1 再編作業の内容
 - 2-2 再編簿冊に付した新たな資料コードと旧資料コードとの紐づけ
- 3 法規名、和訳の付し方のルールとそこでの課題
 - 3-1 法規名（原文）の採取
 - 3-2 法規名の和訳
- 4 「布告・布令・指令等に関する書類」のインターネット公開と活用法
 - 4-1 文書件名採取とインターネット公開の意義
 - 4-2 「布告・布令・指令等に関する書類」の活用法

おわりに

はじめに —— 「琉球政府文書デジタルアーカイブ」の概要

沖縄県では、2013年度（平成25）から沖縄県公文書館（以下、当館）が所蔵する琉球政府文書をデジタル化し、インターネット上で公開する「琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業」を実施している。琉球政府文書とは、沖縄戦以降の米国の占領統治下において立法、行政、司法の三権を有した琉球政府やその前身機関が作成した公文書であり、沖縄の歴史を調査研究する研究者をはじめ広く県民などの利用に供されている。「琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業」は、この琉球政府文書のデジタル画像をインターネットで公開することで、当館の利用が困難であった離島などの遠隔地を含めて利用を可能とし、国内外における沖縄研究の発展に寄与することを目的としている。約17万簿冊ある琉球政府文書のうち、これまでに約8万5千冊がデジタル化されており、そこから利用制限情報の審査や目録採取などを経てデジタルアーカイブに搭載された資料は、2018年（平成30）3月現在で約9,000簿冊となっている。

琉球政府文書デジタルアーカイブは、2015年度（平成27）末、125簿冊のデジタル画像と資料解説ページなどからなるウェブサイトとしてスタートし、翌2016年度（平成28）に、当館の所蔵資料検索システムを通じてデジタル画像を閲覧するシステムへと性能向上がはかられた。これは、当館の指定管理者である（公財）沖縄県文化振興会（以下、振興会）が、「琉球政府文書デジタル・アーカイブズインターネット公開業務」を沖縄県から受注し、同デジタルアーカイブの運営を担うようになったことによる。振興会では、琉球政府文書デジタルアーカイブを所蔵資料検索システムに統合することで、目録検索からデジタル画像の閲覧までを一体的に行えるシステムを開発し、2017年（平成29）2月に運用を開始した。

このリニューアル時には、新たに3,000簿冊を超えるデジタル画像が搭載されたが、そのなかに「布

[†] おのゆりこ 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 公文書主任専門員

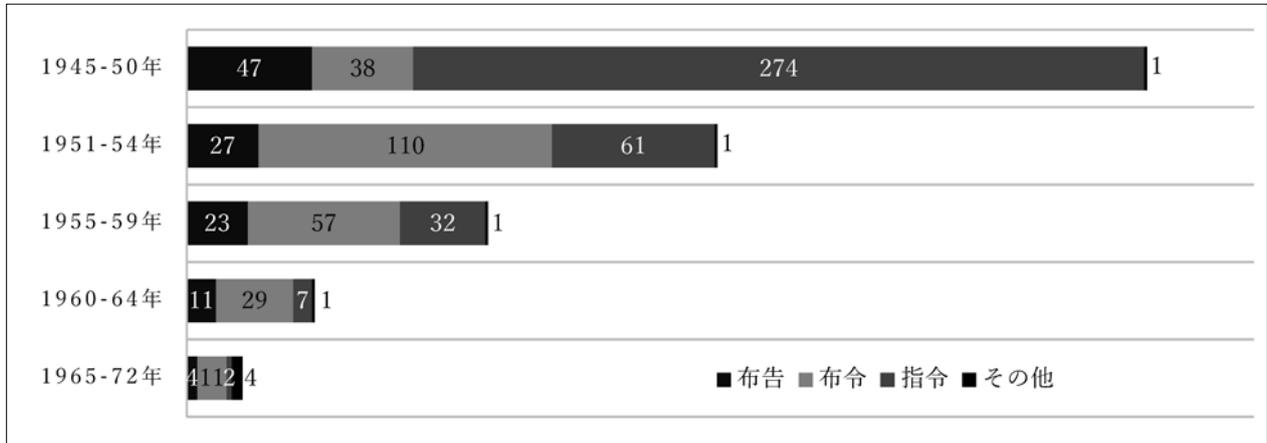
告・布令・指令等に関する書類」というシリーズがある。同シリーズをデジタルアーカイブに搭載するにあたっては、簿冊の再編と文書件名の採取を行ったが、その経緯と概要、残された課題などを記録しておくことが本稿の第一の目的である。加えて、琉球政府文書において重要な位置を占める「布告・布令・指令等に関する書類」の概要を紹介し、その資料的意義と活用法についても検討する。

1 「布告・布令・指令等に関する書類」の概要

米国統治下の沖縄において人々の生活は、統治者である米国側から出された諸法規や、沖縄住民側の統治機構である琉球政府（1952年設立）が議会を通じて制定した琉球政府立法（いわゆる民立法）などのもとにあった。このうち、米国側から出された諸法規をまとめたのが、琉球政府総務局の渉外広報部文書課のシリーズ「布告・布令・指令等に関する書類」である。

その内容は、まず布告、布令、指令、その他に大別できる。米国が沖縄を統治するにあたってもっとも重要な事項を定めたものが布告、刑罰規定や税法の制定など住民に対して効力をもつ立法性格をもつものが布令、主として琉球政府行政主席など住民の行政機構の長に宛てた立法性格をもたない行政命令が指令である。ただし、実際には、重要な事項が布告ではなく指令で規定されることや、その逆のケースもみられる。布告、布令、指令は、沖縄現地の米国側統治機関（沖縄戦時から1950年12月までが（海軍）軍政府、それ以降が琉球列島米国民政府（USCAR））から出されたものだが、それ以外のものとしては、大統領行政命令と極東軍司令部指令がある。図1は、これらの分布を年代別に示したものである。

図1 布告・布令・指令などの年代別分布



公布の期間は、1945年（昭和20）の沖縄戦における米軍上陸時から、1972年（昭和47）の日本復帰までにわたるが、1950年代中頃までが多く、60年代以降は減少する。沖縄現地の米国側統治機関との関連では、図1の1段目（1945-50年）が（海軍）軍政府の時期に該当し、この6年間で半数近くの布告・布令・指令などが出されている。2段目以降（1951-72年）が米国民政府の期間に該当するが、（海軍）軍政府の時期にもっとも多く出されたのは指令だったのに対し、米国民政府の期間では布令のほうが多くなっていることがわかる。なお、全期間を通じてみると、布告が112（15%）、布令が245（33%）、指令が376（51%）、その他が8（1%）となる。

米国統治下の沖縄では、（海軍）軍政府、米国民政府という統治する側の機構が絶対的な権力を握っていた。沖縄住民側の行政機構としては、数度の変遷を経たのち、1952年（昭和27）に琉球政府が

設立され、以降、日本復帰によって沖縄県となるまでの20年間存続した。琉球政府は、司法、立法、行政の三権が分立した一国並みの政府であったが、「琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従う」こととなっていた（米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」1952年2月29日）。つまり、琉球政府やその立法機関で制定される琉球政府立法（民法）の上位に、米国側から出された諸法規が位置していたのである。

したがって、これらの米国統治下の沖縄における最上位の法体系をまとめた「布告・布令・指令等に関する書類」は、当該期の沖縄社会を理解するうえで不可欠の資料群だといえる。沖縄戦時に上陸と同時に米軍が発した海軍軍政府布告第1号「権限の停止」（いわゆる「ニミッツ布告」）は、沖縄に対する日本の権限停止と、米国による占領の開始を告げるものであり、沖縄戦と同時並行的に始まった米国統治の起点となるものである。住民側の統治機構である琉球政府や、その前身機関である琉球臨時中央政府、群島政府、沖縄民政府の設立もまた、布告・布令・指令によって定められた。このほか、1950年代半ばの沖縄社会で大きな問題となった米軍による土地接収の根拠となった米国民政府布令第109号「土地収用令」（1953年4月3日）など、沖縄戦後史を語る際には必ずといってよいほど言及される諸法規が「布告・布令・指令等に関する書類」に含まれている。

こうしたことから「布告・布令・指令等に関する書類」は、琉球政府文書のなかでもとくに利用が多く、また展示や図録などでも頻繁に取り上げられてきた。加えて、琉球政府が作成・収受した文書群である琉球政府文書を読み解くうえでも、「布告・布令・指令等に関する書類」は重要な位置を占める。それは、これらが琉球政府の業務範囲や文書作成の根拠となる法規でもあるためである。例えば、軍政府特別布告第23号「政党について」（1947年10月15日）は、会計報告書、党员名簿、規約や綱領などを米軍に提出する義務を各政党に課すものであった。これにより、同布告に基づいて政党やその他の政治団体が提出した文書が琉球政府文書として残されることとなった。

このように「布告・布令・指令等に関する書類」は、戦後沖縄史を深く規定するものであり、また琉球政府の活動とそこから生み出された琉球政府文書を理解するうえでも重要な資料群なのである。この米国統治時代と琉球政府文書を理解する基礎資料ともいえるべき「布告・布令・指令等に関する書類」が、琉球政府文書デジタルアーカイブを通じて閲覧できるようになった意義は非常に大きいといえる。

2 簿冊再編作業

2-1 再編作業の内容

この「布告・布令・指令等に関する書類」は、これまで法規ごとに資料コードを付して簿冊として整理されていた。しかし、前節で述べたように、これらの諸法規はいくつかの基準によってグループ化でき、そのまとまりごとに通覧したほうが、簿冊として並列しているよりも内容をつかみやすい。複数の法規をグループ化したものを簿冊とすると、各法規は簿冊に紐づく文書の単位で扱うことになる。当館の所蔵資料目録は、これまで簿冊の階層しかもたなかったが、琉球政府文書デジタルアーカイブを所蔵資料検索に統合する際、簿冊に紐づく文書の構造をもつようになった。従来目録の単位は簿冊のみであったが、簿冊とそれに紐づく文書という二つの階層をもつようになったのである。

これにより、「布告・布令・指令等に関する書類」の諸法規をグループ化して簿冊とし、各法規の情報は簿冊を構成する文書として扱うよう簿冊の再編を行った。図2はそのイメージ図である。

図2 「布告・布令・指令等に関する書類」再編のイメージ図



諸法規をグループ化する基準は、①布告、布令、指令の種別、②海軍軍政府、軍政府、米国民政府などの機関別、③年次別などの通し番号の3つである。例で示したように、再編後の簿冊タイトルは、この3つの要素から成っている。

例) 海軍軍政府 指令 1945年 第001号～第083号
 ② ① ③

①布告、布令、指令の種別については、前節で述べたとおりである。

②の機関についても前節で述べたが、沖縄現地の米国側統治機関としては、沖縄戦時から1950年(昭和25)12月までが軍政府、それ以降が琉球列島米国民政府(USCAR)となる。また、1957年(昭和32)に高等弁務官制が施行されて以降は、「高等弁務官」と冠された布令・指令も登場する。沖縄現地の米国側統治機関から出されたもの以外には、大統領行政命令と極東軍司令部指令がある。

③年次別などの通し番号とは、布告、布令、指令に付された年次別もしくは複数年にまたがる番号のことである。おおまかな傾向として、指令では年次別に通番が付されるのに対し、布告・布令では機関別の通番となるため複数年にまたがることが多い。

以上の3つの基準で新たに35簿冊に編成し、「RDAP + 数字6桁」の新資料コードを付与した。表1はその一覧である。

表1 「布告・布令・指令等に関する書類」のグループ化と新簿冊

布告 (Proclamation)		新簿冊タイトル	新資料コード
海軍軍政府布告	1号 : 1945/00/00	海軍軍政府布告 第001号	RDAP000031
軍政府特別布告	1-44号 : 1945/07/30 - 1950/12/09	軍政府特別布告 1945年～1950年 第001号～第044号	RDAP000032
米国民政府布告	1-39号 : 1950/12/15 - 1957/04/18	米国民政府布告 1950年～1957年 第001号～第039号	RDAP000033
	1-27号 : 1957/07/04 - 1972/05/10	米国民政府布告 1957年～1972年 第001号～第027号	RDAP000034
布令 (Ordinance)			
軍政府布令	1号 : 1948/05/04	軍政府布令 1948年 第001号	RDAP000025
	1-2号 : 1949/06/28 - 1949/12/21	軍政府布令 1949年 第001号～第002号	RDAP000026
	1-28号 : 1950/01/03 - 1950/10/25	軍政府布令 1950年 第001号～第028号	RDAP000027
米国民政府布令	29-171号 : 1950/12/28 - 1957/06/25	米国民政府布令 1950年～1952年 第029号～第091号	RDAP000028 ※
		米国民政府布令 1953年～1957年 第093号～第171号	RDAP000029 ※

高等弁務官布令	1-63号：1957/10/07－1969/01/11	高等弁務官布令 1957年～1969年 第001号～第063号	RDAP000030
指令 (Directive)			
海軍軍政府指令	1-156号：1945/09/20－1946/04/22	海軍軍政府指令 1945年第001号～第083号 海軍軍政府指令 1946年第084号～第156号	RDAP000001 ※ RDAP000002 ※
	1-24号：1946/04/30－1946/06/26	海軍軍政府指令 1946年第001号～第024号	RDAP000003
軍政府指令	1-24号：1946/07/30－1946/12/31	軍政府指令 1946年第001号～第024号	RDAP000004
	1-55号：1947/03/03－1947/12/23	軍政府指令 1947年第001号～第055号	RDAP000005
	1-40号：1948/01/02－1948/10/26	軍政府指令 1948年第001号～第040号	RDAP000006
	1-27号：1949/01/14－1949/12/27	軍政府指令 1949年第001号～第027号	RDAP000007
	1-16号：1950/02/01－1950/11/17	軍政府指令 1950年第001号～第016号	RDAP000008
米国民政府指令	1-17号：1951/01/13－1951/12/07	米国民政府布令 1951年第001号～第017号	RDAP000009
	1-20号：1952/01/22－1952/12/29	米国民政府布令 1952年第001号～第020号	RDAP000010
	1-15号：1953/01/08－1953/12/29	米国民政府布令 1953年第001号～第015号	RDAP000011
	1-11号：1954/01/06－1954/12/27	米国民政府布令 1954年第001号～第011号	RDAP000012
	1-9号：1955/01/14－1955/12/15	米国民政府布令 1955年第001号～第009号	RDAP000013
	1-14号：1956/02/27－1956/12/28	米国民政府布令 1956年第001号～第014号	RDAP000014
	1-2号：1957/05/06－1957/12/30	米国民政府布令 1957年第001号～第002号	RDAP000015
	1-4号：1958/06/16－1958/12/29	米国民政府布令 1958年第001号～第004号	RDAP000016
	1-3号：1959/02/13－1959/07/14	米国民政府布令 1959年第001号～第003号	RDAP000017
	1号：1960/01/28	米国民政府布令 1960年第001号	RDAP000018
	1号：1961/11/01	米国民政府布令 1961年第001号	RDAP000019
	1号：1970/08/01	米国民政府布令 1970年第001号	RDAP000021
高等弁務官指令	1-2号：1962/01/22－1962/04/12	高等弁務官指令 1962年第001号～第002号	RDAP000022
	1-3号：1964/03/17－1964/12/09	高等弁務官指令 1964年第001号～第003号	RDAP000023
	1号：1972/05/10	高等弁務官指令 1972年第001号	RDAP000024
その他			
大統領行政命令		大統領行政命令	RDAP000036
極東軍司令部指令	1950/12/5、1952/4/30	極東軍司令部指令	RDAP000035

※表注

RDAP000028 と RDAP000029、RDAP000001 と RDAP000002 は同じグループの法規だが、一つの簿冊とすると、ボリュームが大きく出納などの取り扱いがしづらくなるため分冊した。

2-2 再編簿冊に付した新たな資料コードと旧資料コードとの紐づけ

以上のように、「布告・布令・指令等に関する書類」を再編して新しい資料コードを与えたが、旧簿冊に付されていた旧資料コードは、長年、閲覧提供などで使用してきたものであり、利用者がこれをメモしたり、論文の脚注などに記載したりしているケースが想定される。また、「布告・布令・指令等に関する書類」のデジタル化は、簿冊再編の以前にすでに行われていたことから、デジタル画像には旧資料コードのバーコードが写っている。そこで、旧資料コードを新資料コードに紐づけ、旧資料コードで所蔵資料検索を行っても、該当資料が収められている再編後の簿冊がヒットするようにした。

3 法規名、和訳の付し方のルールとそこでの課題

3-1 法規名（原文）の採取

簿冊再編によって、それまで簿冊のタイトルとして扱われていた各法規の情報は、簿冊に紐づく文書件名で示すことになる。再編前に各法規を簿冊として整理していた際の簿冊タイトルは、『海軍軍政府指令 No.1 (1945/09/20)』などとなっていた。法規名が採取されていなかったために、その具体的な内容を目録から伺い知ることができず、キーワード検索も限定的なものにとどまっていた。そこで、全ての法規のタイトルを採取する作業を新たに行った。その概要を以下に述べる。

まず、布告・布令・指令などの名称は、原資料を確認して法規名にあたるものがあればこれを転記した。指令では「subject」として明記されているが(図3)、布告・布令ではこれに当たるものがないケースが多い(図4)。

図3 「海軍軍政府指令第1号」

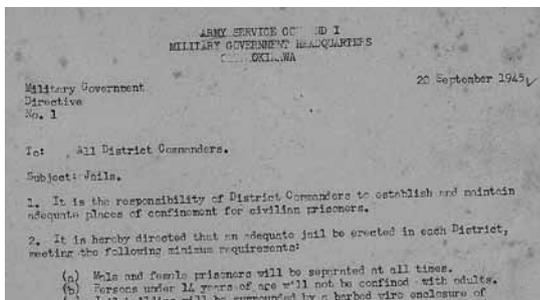
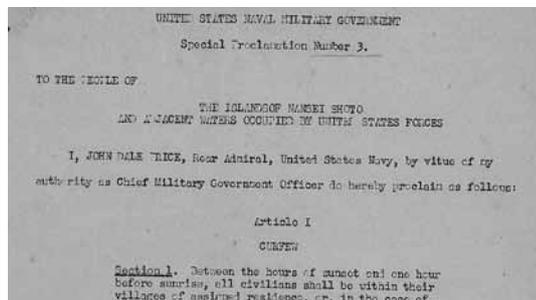


図4 「軍政府特別布告第3号」



subject などとして法規名が記載されていないケースでは、琉球政府総務局渉外広報部文書課『布告布令指令改廃総覧 (1945年－1972年)』(以下、『総覧』)に「題名」として記されているものを採って[]を付して記載した。海軍軍政府指令第1号(図3)の例では「subject」の「Jails」となり、軍政府特別布告第3号(図4)では『総覧』から採った「題名」に[]を付して「[Curfew]」とした。ごく稀に和文のみで英語の原本がないケースがあり、この場合も『総覧』の「題名」を[]を付して記載した。

3-2 法規名の和訳

次に、法規名の和訳である。布告・布令・指令などは英語で出されているが、英語の法規名を文書件名として採取するだけでは、研究者などの限られた利用者には活用されないと思われたため、より多くの人に利用してもらうために和訳を併記することとした。

和訳の付し方であるが、原資料に和訳が付いているときはそれを採り、ない場合は『総覧』の「題名」の和訳を採って[]を付して記載した。和訳にはいくつかのヴァリエーションが存在し、原資料の和訳と『総覧』に記載された和訳とが異なるケースもある。その場合は、文書件名としては原資料の和訳を採り、件名補足に『総覧』の和訳を追記した。さらに、月刊沖縄社から刊行されている『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』の和訳も参照し、それが原資料および『総覧』の和訳と異なる場合は件名補足に追記した。これは、同書が布告・布令・指令などを網羅的に収録したものとして広く利用され、そこでの訳は布告・布令・指令の一つの「定訳」として認知されているためである。

下に示した「海軍軍政府指令第1号 Jails」の例では、原資料には和訳が付いていないため、『総覧』から「牢獄」の和訳を採って[]を付して文書件名とした。しかし、『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』では「刑務所」となっており、同指令を「刑務所」の訳で認知している利用者が「刑務所」

のキーワードで所蔵資料検索を行っても、目録情報が「牢獄」ではヒットしない。こうした事態を避けるため、『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』の和訳も件名補足に追記することとした。

例) 海軍軍政府指令第1号 Jails/ 「牢獄」 (1945/09/20) ※件名補足「刑務所」

和訳の採取においては、1つの法規に複数の微妙に異なる和訳が存在する事態にどう対処するかが悩ましい課題であった。例えば、「軍政府布令第22号 The Law Concerning the Organization of the Gunto Governments」の原資料に付されている和訳は「群島政府機構に関する法」となっているが、いわゆる「定訳」は「群島政府組織法」であり、これまでの当館の図録などでも「群島政府組織法」と記載されてきた。しかし、利用者はデジタルアーカイブを通じて原資料のデジタル画像を閲覧するのであり、いわゆる「定訳」とは異なっていたとしても、「群島政府機構に関する法」と書かれている文字を目にすることになる。よって、まずは原資料にある和訳を採取することを原則とした。

また、原資料に和訳がなく『総覧』から採った場合に、それが「定訳」とは異なるケースもある。例えば、図4に挙げた「軍政府特別布告第3号 [Curfew]」は、原資料に和訳がないため『総覧』から採って「[夜間外出]」としたが、『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』にある「外出禁止令」のほうが一般的な訳かと思われる。こうしたケースもあるが、文書件名は一貫した規則で採取したほうがよいとの判断から、まずは原資料の和訳、それがなければ一律『総覧』の和訳を使用し、それ以外のヴァリエーションは件名補足に追記するかたちで一貫させた。

なお、和訳には旧仮名遣いが用いられているケースが多いが、これらをそのまま記載すると非常に読みづらい。そこで、読みやすさを考慮して、「就いて」「於(い)て」、「依る」などは、それぞれ「ついて」「おいて」「よる」とひらがなに改めたほか、「及」「並」は「及び」「並びに」とした。

4 「布告・布令・指令等に関する書類」のインターネット公開と活用法

4-1 文書件名採取とインターネット公開の意義

こうして、すべての法規について英和の文書件名を採取して目録システムに搭載すると、利用者には図5のようなかたちで示されることとなる。

図5 文書件名のイメージ図

頁	主本文書件名	文書日付	文書作成員	補足
1	海軍軍政府指令第1号 Jails[牢獄]	1945/9/20		刑務所
4	海軍軍政府指令第5号 Industrial Production Report -Submission of[産業物産報告の提出]	1945/9/25		産業別生産報告書の提出
7	海軍軍政府指令第6号 Former Residence of Civilians/民間人の旧居住地について	1945/9/27		住民の旧住所
12	海軍軍政府指令第7号 Diversion of Native Resources to Non-Essential Purposes[原住民資源の非本来的目的への転用]	1945/9/26		沖縄人資産の本来の目的以外への転用
15	海軍軍政府指令第9号 Civilian Rations issue, Reduction of[住民食料品放出の削減]	1945/9/28		住民配給食料の減配
18	海軍軍政府指令第11号 Organization and Operating Procedure for Military Government, Okinawa/沖縄の軍政府の組織および運営手続	1945/9/29		
36	海軍軍政府指令第12号 Military Government Districts -Establishment of軍政地区の設定について	1945/10		
43	海軍軍政府指令第13号 Area Assignment/地域割り当て	1945/10/2		区域の設定
48	海軍軍政府指令第15号 Native Fishing, Additional areas[住民の漁業追加区域]	1945/10/3		沖縄人漁区の追加
51	海軍軍政府指令第16号 Okinawan Weights and Measures[沖縄度量衡]	1945/10/1		
56	海軍軍政府指令第17号 Vehicles -Transfer of[車両の譲渡]	1945/10/8		車両の譲渡
59	海軍軍政府指令第18号 Memoranda on the Mission and Procedure of Military Government, Okinawa/沖縄軍政府の使命と手続に関する覚書	1945/10/11		

これは、『海軍軍政府指令 1945年 第001号～第83号』（RDAP000001）の文書件名だが、1945年（昭和20）に海軍軍政府が出した指令が、和訳とともに一覧できる。簿冊として管理されていたときには、法規ごとに一つ一つの目録情報を開けていく作業が必要だったが、こうして一つのページで通覧できるようになったことで利便性ははるかに向上した。なお、文書件名のリンクを押すと、ビューワが立ち上がってデジタル画像の当該法規のページにジャンプできる。もちろん、ページ送り機能を使って簿冊全体を通覧することもできる。

第1節で述べたように、「布告・布令・指令等に関する書類」は、戦後沖縄史および琉球政府文書の基礎資料ともいえる位置を占める。よって、それらが簿冊再編によって法規のまとまりごとに通覧でき、さらに和訳も含め法規名を一覧できるようになった意義は大きい。また、法規名の採取によって、「土地」、「警察」といったキーワードから関連法規を検索できるようになり、目的の法規にアクセスできる可能性は飛躍的に高まった。実際、「布告・布令・指令等に関する書類」は、2017年（平成29年）4月から10月までに琉球政府文書デジタルアーカイブを通じてもっとも多く閲覧された資料群となっており、簿冊単位でもアクセスランキングの上位を占めている。

4-2 「布告・布令・指令等に関する書類」の活用法

最後に、「布告・布令・指令等に関する書類」をより広く利用してもらう方法を検討してみたい。

まず、琉球政府文書デジタルアーカイブにて公開後に、2つの方法で広報を行った。ひとつは、『琉政だより』の発行である。これは、インターネットで新規公開した注目資料を紹介する広報誌であり、琉球政府文書が「琉政文書」と通称されるところからその名前を採っている。この『琉政だより』の第1号として「布告・布令・指令等に関する書類」の概要を紹介し、県内の関係機関や学校、全国のアーカイブ関係機関などに送付した。

もうひとつが、当館のウェブサイトにおける資料紹介ページの作成である。当館ウェブサイトの資料紹介ページは、「琉球政府文書」、「沖縄県文書」、「米国収集資料」、「沖縄関係資料」という所蔵資料の大分類ごとに設けられており、琉球政府文書デジタルアーカイブで新規公開された注目資料は、「琉球政府文書」のページで紹介することになる。「布告・布令・指令等に関する書類」については、シリーズの概要を紹介する記事と、「沖縄統治の始まり」、「住民の行政機構の設置」、「土地接収」、「奄美返還と奄美出身者」、「米琉親善」の4つのトピックで関連法規を紹介する記事を作成した。なお、記事中の資料画像をクリックすると、ビューワが開いて該当法規のデジタル画像にジャンプできるようになっている。

また、「琉球政府文書」や「沖縄県文書」といった大分類ごとの紹介ページに加えて、一つのトピックについて分類を超えて横断的に資料を紹介する「あの日の沖縄」というページもあり、ここで紹介された琉球政府文書のうち、デジタルアーカイブで公開された資料についてもデジタル画像へのリンクを貼っている。このほか、「布告・布令・指令等に関する書類」のさらなる利用促進のために、関連するシリーズや文書を関連づけて紹介していく方法も考えられる。「米国民政府との往復文書の管理に関する書類」（通称、往復文書）や、琉球政府以前の文書のなかには、「布告・布令・指令等に関する書類」と関連の深い資料が多いため、これらとの相互参照的な紹介のしかたについても検討していきたい。

以上のような広報や資料紹介によって、「布告・布令・指令等に関する書類」がデジタルアーカイブを通じていつでもどこからでも閲覧できるようになったことを利用者に周知できたとして、それをどのように活用してもらえらるだろうか。想定しうる活用例としては、まず、今回新たに整備した文書

件名の一覧それ自体を参考ツールとして用いる方法がある。法規の年代や種別、機関別に文書件名を通覧するだけでも、どのような主題についてどのような法規が出されたのか、その概要や特徴をつかむことができ、興味をもった法規についてはデジタル画像にジャンプしてその内容を即座に確認できる。また、戦後沖縄史をめぐる文献や記述を読むなかで布告・布令・指令などが出てきたときにも、所蔵資料検索から該当法規をキーワード検索することでデジタル画像に簡単にアクセスでき、それらを自分で読解することができる。

さらには、高校や大学の授業やゼミで、実際に文書を読んだり、大学や歴史研究サークルなどでレポートを作成する際の素材や参考ツールとしても活用できるだろう。従来、講義やゼミなどで公文書館所蔵資料を教材として利用する場合、公文書館が作成した所蔵資料図録などに掲載されていなければ、教員や学生自身が直接来館して複写したり、遠隔地複写を申し込んだりして当該資料を入手する必要があり、さらには人数分のコピーを作成して配布するといった作業も付随していた。これに対して、デジタルアーカイブは、研究室や自宅の端末から直接利用できることに強みがある。「布告・布令・指令等に関する書類」についても、例えば、教員の端末に表示したものをスクリーンに投影しながら法規の内容を解説したり、学生も含めた各自の端末に表示しながら輪読したり、あるいは事前学習として自宅で関連法規にあらかじめ目を通してもらうといった利用が可能となる。また、教員がある資料を教材やレポートの課題に指定する局面では、該当箇所の URL や任意のキーワード、資料コードなどを伝えることで、学生は確実かつ容易に資料へのアクセスが保証されるという点も、デジタルアーカイブのメリットであろう。

「布告・布令・指令等に関する書類」にまとめられた諸法規は、戦後沖縄史をめぐる文献や記述のなかに頻繁に登場するが、研究者を除けば、法規そのものを目にする機会はこれまでそれほど多くはなかったと考えられる。『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』などによって翻刻がなされているとはいえ、原資料のカラーのデジタル画像を閲覧することで、当時のリアルな息遣いを感じられるだろう。琉球政府文書デジタルアーカイブを通じて、戦後沖縄史の基礎的な資料である「布告・布令・指令等に関する書類」が、研究者はもちろん、より多くの方々に利用されることを期待したい。

おわりに

本稿では、「布告・布令・指令等に関する書類」を琉球政府文書デジタルアーカイブに搭載する際に行った、簿冊再編と文書件名採取の作業過程や、そこでの課題などをまとめてきた。また、同資料がデジタルアーカイブを通じて広く閲覧できるようになったことの意義や活用法を検討した。今回行った簿冊再編や件名採取は、「布告・布令・指令等に関する書類」がデジタル化され、そのデジタル画像が机上のパソコンから閲覧できる環境が整ったからこそ可能になった作業であった。もし、原資料しかなく、それゆえに書庫にてそれらの一つずつ確認するしかなかったとしたら、こうした作業はなしえなかっただろう。また、デジタル化によって原資料は保存用となり、利用者への閲覧提供や、職員による資料研究のための利用を続けることで生じる原資料の劣化を免れるという面でも、デジタル化の恩恵を実感した。

今後、琉球政府文書デジタルアーカイブを通じて、琉球政府文書の多くがインターネット上で利用できるようになり、また文書件名の整備が進めば、キーワード検索の精度も上がっていくだろう。そのことで、利用者がより多くの資料をインターネット上で閲覧できるようになるだけでなく、公文書館にも資料研究を進展させる環境がもたらされることは、デジタルアーカイブの大きなメリットである。他方で、デジタルアーカイブを通じて閲覧できたり、キーワード検索でヒットする資料は、あく

まで所蔵資料の一部であり、その背後には膨大な資料の海が存在していることにも留意しておく必要がある。今回取り上げた「布告・布令・指令等に関する書類」に限れば、シリーズ全体がデジタル化され、また文書の内容を比較的よく表す法規名を文書件名としてもつが、デジタルアーカイブの進展や検索精度の向上によって、利用する資料の範囲がそれらに縛られてしまっただけでは本末転倒であり、地道な調査研究が重要であることは言うまでもない。

デジタルアーカイブがもつこうした留意点も念頭に置きつつ、そのメリットを最大限に活かせるよう、今後も琉球政府文書デジタルアーカイブの充実をはかっていきたい。また、デジタル画像を活用して琉球政府文書についての理解を深め、より多くの資料を利用者へとつないでいきたい。